

社会保障論評23-003号 (作成日: 2023年2月11日)

「少子化対策、手柄争う与野党」朝日新聞2023年2月7日付朝刊3面

- 少子化対策で「児童手当の拡充の主な論点は (1)所得制限の撤廃 (2)第2子、第3子への加算 (3)対象年齢の拡大」だが、自民党の茂木敏充幹事長の「所得制限を撤廃するべきだ」との国会発言もあり、「与野党がそろってこの所得制限の撤廃を要求」との記事である。
- しかし、「旧民主党政権がつくった所得制限のない『子ども手当』を、当時野党だった自民党は『バラマキ』だと批判し、所得制限付きの児童手当への変更を主導した経緯」がある上に、「菅義偉政権では年収1200万円以上で特例給付を廃止」したという事態がある。
- 茂木幹事長の発言は、「4月の統一地方選が念頭」との声もあるようだが、朝令暮改もはなはだしい話で、いかに自民党が少子化対策をおざなりにしてきたかの「お里が知れる」状況で、丸川珠代の「この愚か者めが」という暴言は、自分達に向けられることになる。
- ところが、この児童手当の所得制限について、JNN世論調査では、「継続すべき」56%、「廃止すべき」33%という結果になっているそうである。岸田政権の「異次元の少子化対策」に対する期待も乏しい (<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/313044?display=1>) 。
- 恐らく、この調査結果には、格差拡大を背景とする高所得者への不満が反映されているのであろう。そうした不満や不信に対処するためには、こうした「手当」の税法上の取り扱いを熟慮する必要があるわけだが、その本格的検討の気運は、一向に盛り上がってこない。
- 直近ではコロナ対策の所得制限のない「定額給付金」が、バラマキと批判された。これに対し、いったん給付した上で、高所得者には税金として一部の回収を図るという（「課税給付金（補助金）」の）考え方が出てきていたのに、突っ込んだ議論は行われなかった。
- 現行税制には、「所得控除」と「税額控除」という優遇措置がある。前者は、該当額を、所得から控除して税額の計算を行うものであり、後者は計算された税額から差し引くものである ([https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2016/06/20171221\\_5060.pdf](https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2016/06/20171221_5060.pdf)) 。
- 税額控除が一定額かどうかで違いはあるが、一般に、所得控除の方が、高所得者にとって有利である。例えば、国民年金保険料は所得控除（社会保険料控除）であるが、税率40%の人と税率20%の人とを比較すれば、実質負担は、前者は60%で、後者は80%である。
- このように所得控除には所得が低いほど実質負担が重いという逆進性があるわけだが、もっと深刻なのは課税所得のない低・無所得者の場合である。そのような人は、所得控除であれ税額控除であれ、何ら税制優遇を受けられず、丸々負担を抱えることになってしまう。
- この不具合を軽減するために提唱されるのが、「一定の場合には納税額の還付だけでなく給付まで行う」給付付き税額控除であるが、政策目的によって、仕組みが異なってくる (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/18/pdf/04.pdf>) 。
- 戻って課税給付金は、給付額を所得として認定し、それを加味した税金の納付を求めるものであるが、現行税制には、そのような仕組みはなく、給付金は課税所得に含まれない。バラマキ批判への真摯な対応には、この仕組みの本格検討が必要ではないか。（以上）